

明治初期における高野山

——山組織の改編——

村 上 弘 子

はじめに

紀伊国にある高野山は、開祖弘法大師空海入定の地として、弘法大師入定信仰と高野山霊場信仰によって、日本各地から参詣者を集めている。江戸時代には、山内の子院（院家）がそれぞれ日本各地に檀那場を有し、定期的に使僧を檀那場に派遣して配札を行ない、初穂料を集め高野山での供養と参詣を促していた。

幕末期の混乱および明治維新による変革は、高野山にどのような影響を与えたであろうか。江戸幕府が終焉を迎え、新たに明治政府が興ることで、日本全体が大きな変化を受け入れざるを得なかった。新政府によるいわゆる神仏分離政策によって、仏教界全体は大きな打撃を受けたが、高野山も例外ではない。この時期の高野山を検討していく上での課題は、一山制度の改編や、寺領の返納（上知令）による経済的困窮、布教伝道の困難さ、その後の講社結成など多岐にわたる。どの問題もそれぞれ重要であるが、すべてを一度に検討することは難しい。本稿ではまずこれらの問題を検討するために幕末期から明治初年にかけての高野山の状況をみていきたい。

一 江戸時代の高野山

江戸時代、高野山内の組織は学侶方・行人方・聖方の高野三方（三派）から成り立っていた。この三方がそれぞれ組織化され固まるのは、十七世紀に入ってからである。慶長五（一六〇〇）年関ヶ原の戦いの時、大津に陣を張っていた徳川家康のもとへ、高野山行人方の文殊院勢誉が訪れた。それまで豊臣秀吉から高野山管理を任されていた木食応其が秀吉没後に勢誉に跡職を譲り隠遁したため、応其の後継者として家康の信任を得ようとしたのである。勢誉は、家康から朱印状をもらうことに成功し、高野山一山の支配権を得た。そのことに驚いた学侶方は、翌慶長六年春、学侶方総代を駿府に派遣し、訴えを起こした。その結果、先に勢誉に与えられた朱印状は撤回、改めて朱印状が下された。それが高野山宛にはじめて出された慶長六年五月二十一日付の三通の朱印状で、高野山寺中法度と学侶方・行人方それぞれに出された寺領安堵状からなる。これにより、高野山の寺領は学侶方に九五〇〇石、行人方に一万一五〇〇石と分けられることになった。高野三方のうち一つの組織である聖方には江戸時代を通じて寺領は与えられていない。聖方は頭寺院の大徳院が家康の東照宮と秀忠の台徳院御霊屋みなまやを祀っており、その祭祀料として各一〇〇石、計二〇〇石が家光の代に支給されたのみである。秀吉の時代には高野山の管理は一括して木食応其に任せられていたが、この朱印状により、高野山の寺領管理は、学侶方・行人方それぞれに分けて任されることになった。幕府は学侶方と行人方をそれぞれ独立した対象ととらえ併存する存在とみなしたといえる。

この慶長六年の朱印状では新たに青巖寺が学侶方検校の住む寺とされ、勢誉は興山寺の住職とされた。青巖寺は豊臣秀吉が母の供養のために応其に命じて建立させた寺で、興山寺とともに応其がその住職に任命されていた。勢誉が応其の後継者となることで、青巖寺も行人方の統制下に入っていたのだが、今回青巖寺は学侶方の寺院となっ

たのである。檢校とは、高野山全体の最高位である高野山寺務檢校執行法印（高野山檢校）で、学侶方から任命された。今回の朱印状により青巖寺が学侶方の頭寺院となり、檢校はそこに住することとなった。さらにこれまで行人方が管理していた金堂穀屋こくやも学侶方へ渡された。

山内の院家数は、最盛期の十七世紀中期は、学侶方二一〇院、行人方一四四〇院、聖方二二〇院、客僧坊四二院、その他五三院の計一八六五院という膨大な数であった。^①中でも行人方は一四四〇院という圧倒的多数を占めていたが、元禄高野騷動（学侶方と行人方の権力闘争）の結果、江戸幕府の裁決によって、元禄五（一六九二）年に行人方の院家数は学侶方とほぼ同数の二八〇院にまで減らされ、以後その数が増えることはなかった。^②

一方聖方は、貞享四（一六八七）年十二月、京都山科の真言宗門跡寺院勸修寺の法末となった。十三世紀初頭に当時の勸修寺長吏成宝が高野山へ隠遁し、聖たちへ法流を授けたという由緒を持ち出したのである。江戸幕府からの寺領がなかった聖方は、その生活の資を諸国からの檀施に頼っていたのだが、寛文四（一六六四）年に四ヶ条の聖方制条が下され、加行灌頂を学侶方寺院のもとで行なうように規定された。それにより檀家への法事等が規制を受けるようになった。今回勸修寺の法末となることで聖方は、学侶方からの独立を求めたのである。この聖方の法流独立運動は十八世紀半ば頃まで続けられたが、それは成功しなかった。^③

行人方と聖方の動きが封じられた結果高野山は、学侶方を中心とした教学道場として江戸時代を生きていくこととなった。

二 幕末期の高野山―鷲尾侍従一行の高野山登山と高野隊

慶応三（一八六七）年十月十四日、江戸幕府第十五代將軍徳川慶喜は政権を朝廷に返還、翌十五日朝廷がそれを

勅許した。いわゆる大政奉還である。同年十二月九日に王政復古の大号令が出された。それとほぼ同時期の十二月十二日、高野山へ京都から鷲尾隆聚わしのたかつゆ侍従一行が登山してきた。鷲尾は、王政復古の大号令が出される前日の十二月八日に岩倉具視から紀州高野山に義勇兵を集めて蜂起するという密命を受けたのである。一行は行人方の院家である福生院を宿所に、金光院を本陣とし、翌十三日から十津川郷士の勧誘に赴くと同時に、高野三方へ侍従からの達書を下し、勤王忠誠を求めた。その時の侍従からの達書とは以下のものである。⁴⁾

方今時勢切迫ニ付、鎮靜者勿論ニ候得共、若対朝廷叛逆之賊徒於有之者、有志之輩ヲ率シ征伐、可抽忠勤趣重キ蒙勅命出張致候間、於当山之衆徒モ奉勅可被尽誠忠候事

丁卯十二月 鷲尾侍従

高野山学侶中

行人方・聖方へもそれぞれ同様に通達された。

十三日中に山麓神谷口と花坂口の両登山道には関門が設置され、山上山下通行の人々が調べられた。また寺領内各村へも檄が飛ばされ、勤王の志士が募られた。十七日には十津川郷士も集合、寺領内の志士を加え、山上の勤王軍は数百名に達したという。これがのちの高野隊である。

年が明けて慶応四年正月四日、朝廷から錦旗と勅書が侍従に下賜された。同六日京都から使者がそれらを奉戴して登山、軍勢の進発を促した。侍従たちが勤王軍を招集している間に、すでに正月三日には鳥羽・伏見の戦いが起こっていたのである。この時の勅書は以下の通りである。⁵⁾

鷺尾侍従

兼テ御沙汰ノ趣モ有之候処、阪兵伏見表出張叛逆ノ色顯然、不得止ノ情態ニ付、高野山屯集、同心戮力速ニ華城ヲ可乗落候旨、御沙汰候事

正月

追而別紙ノ通、紀伊中納言へ被仰出候旨、精々申合尽力勉勵可有奉公候事

また、学侶方へは侍従から国家安全の祈祷の勤修が命じられた。⁽⁶⁾

今般不容易形勢ニ付、重キ蒙御沙汰為鎮撫致出張候得共、若対天朝叛逆之賊無之トモ難申、旁以被為恼宸襟候御事故、为国家安全抽丹誠、臨時御祈祷頼入候也

鷺尾侍従判

慶応四年戊辰正月

高野山学侶中

朝廷からの命を受けた侍従は、翌正月七日に達書をもたせた諸士を橋本の番所並びに岸和田・伯太^{はかた}・郡山・小泉・高取・田原本、その他各地へ派遣、勤王軍を募った。翌八日に徳川慶喜は大坂城を出て江戸へ戻っていった。十日、侍従は諸隊を整理して高野山を進発、紀見峠にて新撰組の一隊を破り、十三日に大阪へ討ち入った。十五日には侍従一行は大阪から京都へ向かい、侍従は十七日と十八日に参内し、朝廷から褒美をもらっている。その後二十七日に侍従附属の兵は十津川郷士を除き全て御親兵に加えられた。二十九日に侍従は朝廷から参与職、さらに軍防事務、局親兵掛に任命され、高野隊も当初の目的である勤王の忠誠を尽くしたとして解散した。

三 高野山内の混乱―『高野山事件抜書』より

前年十二月中旬の鷲尾侍従一行の高野山登山から高野隊解散までの約二ヶ月間、高野山は募兵・食糧・軍資金等の経済的援助を行なっていた。とりわけ行人方がそれに尽力したという。侍従一行が登山した折にも最初に宿所・本陣を提供したのは行人方であった。行人方その功に報いるため、慶応四年三月、鷲尾侍従の取り成しにより、朝廷から行人方へ興山寺を一山寺務総職に任ずる旨の御沙汰書二通が下された。(読点は引用者)

一 三月晦日奉拝戴候勅書写し

高野山

総分方 興山寺

旧臘鷲尾侍従依御内命出張之節、一山ニ擢し格別勤勞候段神妙之至被聞召届候、右依勤功一山寺務總職被仰付候条、山内協和一致尚王政御一新之御旨趣ヲ奉戴シ、抽丹誠可致精勤旨御沙汰候事

三月

一 同日三派一同え奉拝戴候勅書写し

高野山

総分方 大衆中

学侶方 大衆中

非事吏方中

旧臘鷲尾侍従依御内命出張之節、一山篤ク勤勞候段神妙之至被聞召届候、尚王政御一新之御旨趣ヲ奉戴シ山内協和一致、益可被精勤者也

但し是迄幕府令掛置候制札取除、此度被仰出候御文言卜速ニ掛替候様可致事

三月

これは『高野山事件抜書』からの記載である。総分方とは行人方のことである。『高野山事件抜書』は行人方が記したもので、慶応四年三月に行人方が一山寺務に任ぜられたことに対する学侶方と行人方の動きや、その後の明治新政府行政官の対応が、三月から十月まで記載されている。^⑦

この御沙汰書によると、鷲尾侍従一行が内命を受けて登山した折の格別の働きにより、行人方興山寺に一山寺務を仰せ付けるもので、「山内協和一致」し「王政御一新之御旨趣」を受けて、忠誠を尽くすこと、そして幕府からの制札を取り除き、新政府からのものと掛け替えることを指示している。すなわち、行人方を中心とした体制で王政復古を支えよという指示と受け止めることができるだろう。行人方はこの御沙汰書を三月晦日に奉戴、一山寺務職任命を悦び、五月一日成就院が任命され十二日に興山寺へ入院、また、高野山寺務は西門院へ移管された。^⑧そして山内の六時の鐘前にある一山の札場を改めて学侶方の制札を取り除き、行人方の制札に掛け替えた。

一方、このことに驚いた学侶方は、早速反対活動を開始した。先に述べたように、高野山一山の最高位である高野山検校はこれまで学侶方から輩出されており、行人方が最高位に就くことはなかったのである。豊臣秀吉から信任を受けて高野山一山の経営を任された木食応其は、学侶方にも行人方にも属さない「客僧」の身分であった。学侶方は京都に使いを出し縁故の権門勢家に頼んで、御沙汰書が改められ、新たに学侶方に総職が命ぜられることを願った。さらに朝廷に一万両を献金したともいう。^⑨

この学侶方と行人方の行動は、秀吉没後に繰り返された抗争と同様の性格を有している。先述したように秀吉没後、行人方の文殊院勢が木食応其の後継者として家康から高野山一山の経営を任せられ朱印状を得るが、その後学侶方の反対にあい、家康は学侶方・行人方双方に新たに朱印状を発給したのである。

今回の学侶方反対運動に対して、行人方も真言宗最高位である門跡寺院仁和寺（行人方の執奏であった）や鷲尾

侍従に訴えて対抗した。しかしながら、九月十九日に行政官から以下のような御沙汰書が下された。以下『高野山事件抜書』から概要を追ってみる。(読点は引用者)

高野山

学侶方

行人方

非事吏方

今般右三派之名目ヲ廢シ金剛峯寺之旧号ニ復シ候様被仰出候間、一山協和総而是迄学侶ニ而定置候規則之通可相守候事

一山寺務総職之儀者金剛峯寺当住江被仰付候事

但し青巖寺ヲ以金剛峯寺ト改号可致事

門主碩学ハ一山之議定タルニヨリ集議二十人之中ヨリ選挙可致、尤三十人入寺以上之衆徒ハ公儀入札之上可定事

右之条々御一新之御旨趣奉戴シ、抽丹誠可致精勤旨更ニ御沙汰候事

九月

行政宦印

ここで第一に挙げられるのは、旧来の学侶方・行人方・聖方の名称が廃されたことであろう。それにより、青巖寺・興山寺・大徳院というそれぞれの頭寺院もその役が廃され、金剛峯寺の旧号が復活された。従来、金剛峯寺というのは高野山一山の名称であって、古代から近世を通じて金剛峯寺という寺院が高野山に存在していたわけではない。しかしここに至り、青巖寺が金剛峯寺と改称された。さらに「一山協和し、総じて是迄学侶にて定め置き候規則の通り相守るべく候」とあるように、旧学侶方の規則が有効とされ、さらに一山寺務総職は金剛峯寺住職が任命されることになった。すなわち、これまで通り旧学侶方の支配による高野山運営に方針が戻ってしまったのである。

学侶方は、沙汰書が下された直後の明治元（慶応四、一八六八）年十月一日、行人方へ青巖寺から口達書を下した。そして、三派の名称が廃され、これまでの学侶方の規則を守るように仰せ付けられたこと、青巖寺改め金剛峯寺に寺務総職が任されたので一山寺務及び寺領すべてのことは寺務が取りはからうこと、太政官への諸願・伺届等は今後すべて寺務を通すこと、これまでの寺務役所であった年預坊は今後総宰庁と改称すること等を通達した。さらに行人方の領内へも同様の触達を出した。

一方、行人方はこの内容には当然承服できなかった。行人方にとって一山寺務職任命は、鷲尾侍従一行の高野山登山から高野隊の活躍まで、行人方の働きと援助に報いる形で与えられたものだったからである。行人方は、学侶方が口達書を出した日と同じ十月一日、執奏である仁和寺を通じて弁事役所へ調札を願った。しかしこれに対する回答はなく、同月さらに行人方惣代最勝院・安養院・正塔院・正覚院が連名で京都の鷹司家、徳大寺家、正親町家、三条家、中御門家、岩倉具視、薩摩・長州・土佐・肥前・越前の各藩主へ歎願書を提出し、行人方興山寺を一山寺務職に任じた三月の御沙汰書趣旨への回復を願った。学侶方は、青巖寺が寺務総職となり金剛峯寺と改号されるにあたり、年預坊が総宰庁へと改号を仰せ付けられたとし、年預代を役者と改めた。¹⁰学侶方が年預坊の名称を総宰庁と変えたことに対して、行人方は、勝手な振舞いで尊大な名称であると歎いている。改称は新政府からの「仰付」ではなく、学侶方によるものであるというのであろう。九月十九日付御沙汰書を見る限り、総宰庁への改称までは指示されていない。

学侶方と行人方は、江戸時代初頭の慶長六年五月付朱印状をめぐる事件だけでなく、その後も約五十年に及ぶ相論を続けており、それが元禄五（一六九二）年に幕府の裁決で学侶方有利の判決が下された経緯があった（元禄高野騒動¹¹）。今回の一連の流れは、双方に江戸時代の学行相論を思い出させたと思われる。再び一触即発の状況にま

で至っていたかもしれない。

明治新政府への一連の対応をめぐる学侶方と行人方との確執のなかで、聖方はどうしていたのであろうか。三方へ対して発給された今回の文書をみると、慶応四年三月の御沙汰書および同年九月の御沙汰書のいずれも、聖方が「非事吏方」と記されている。これはどういふことだろうか。実は、聖方が「非事吏方」と書かれることは、これが初めてではない。延享三（一七四六）年十月に高野山聖方惣代の常住光院と宝蔵院が寺社奉行へ提出した書付（勸修寺文書「延享三年公儀江指上候書付之写」¹²）によると、「非事吏」は聖方を貶めるために学侶方が作り出した作字で、板行の書にまでそう記したため世間に広まったという。『高野山事件披露』には聖方の動きは触れられていないが、聖方は大徳院が東照宮と台徳院御霊屋を祀っており、徳川氏と師檀関係を有していることから、鷲尾侍従一行による勤王忠誠の求めに対して、あまり積極的ではなかったかとも推測される。

四 明治新政府の対応

学侶方・行人方・聖方三派の名目を廃したとはいえ、学侶方の青巖寺を金剛峯寺と改称して旧学侶方を一山寺務職に任じ、旧学侶方の規則をそのまま適用するという明治新政府の方針は、旧学侶方と旧行人方の確執を招き、「山内協和一致」とはほど遠い状況を引き起こしてしまった。

政府はその解決のため、明治二年二月、刑法官権判事大橋慎三ほか数名を派遣し、直裁を図った。大橋慎三は、かつて鷲尾侍従登山の時に侍従と共に高野山へやってきた人物である。当時の状況を知り、山内の僧たちとも面識がある人物として派遣されたと考えられる。

大橋たちは、まずこれまで両派へ出した御沙汰書を提出させ、それを奥の院の弘法大師御廟へ供えて互いに白紙

とし、改めて両派への折衝を始めた。しかしこの折衝は簡単には進まず、何回も折衝を重ね、漸く三月二十五日に、旧聖方も含めた三派の協議からなる八ヶ条を刑法官に提出した。その後さらに検討と推敲を重ね、同月二十九日、三派取り替わしの誓条が提出された。¹³⁾

為取替協和誓状之事

- 一 昨年来一山寺務之儀ニ付、彼是及異論朝廷ニ奉懸御苦勞、今般御出張御取調之上出格至仁之思召ヲ以重々御理解ニ相成、
- 一 同奉感佩悔先非、愈僧侶之本意相弁、互ニ基至当之公論一味協和之爾談相決候趣意左之通
- 一 開祖以來之定則可相守者勿論之儀ニ付、旧來之陋習ヲ破リ一味協和之上學業可相励事
- 一 一山寺務之儀者古ニ復シ、開基金剛峯寺ト今後相改候儀ハ一同異存無之事
- 一 但シ一山不殘開祖之末弟、金剛峯寺々中ニ付三派之名目無之事
- 一 於學則者種々雖有之、座席之儀ハ戒薦年薦隨宜可定、尤已來之學則者再度不及勤之、未勤之法義者応器量従前規則之通可相守事
- 一 旧三派之僧名帳持寄金剛峯寺新僧名帳早々書載可申事
- 一 当興山寺者金剛峯寺前官之通り取扱可致事
- 一 当青巖寺興山寺兩寺ヲ以金剛峯寺一構ニ致候儀者素三派本意ニ付、此度改、右ニ取極候事
- 一 但シ青巖寺興山寺之兩寺者於山内別寺相建立之上分寺ニ可致、最初者金剛峯寺ヨリ普請入用相渡シ候事
- 一 大徳院者講學所与可定事
- 一 但シ大徳院者於山内別寺相建立之上分寺ニ可致、尤最初者金剛峯寺ヨリ普請入用相渡候事
- 一 上通住職之儀、學衆非學衆ニ不拘当住一代者其ノ儘ニ可致置事
- 一 但シ後住之儀当年ヨリ十ヶ年之間ハ學非學ヲ不論住職可致事
- 一 法談之儀者旧三派之寺院兩門四結衆与相定可申事
- 一 一山改革之儀者御一新之御旨趣ニ基キ執政、副執政、參政、顧問、監司之五役を定置、公議人選之上諸事度計可致事
- 一 右相整上者、旧弊相改學業勉強尤山上山下之改革總テ遂公平誠実之會議可申者可為勿論、万一於違約者蒙三地兩所之冥罰而已ならず奉懸茂朝廷旁以其科不輕、依之今後互ニ違約為無之連印為取替盟約如件

差出は、「旧聖方惣代 光明院 千藏院、旧総分惣代 光明院 金藏院 成慶院 舍那院、旧学侶惣代 大楽院 龍光院 智莊嚴院 舜靜院」となっており、旧学侶方・旧行人方・旧聖方三派の惣代の連名で出されている。これによると、一山寺務の件は古来の形に復し、金剛峯寺を頂点とする運営方法で一同の合意がなされた。三派の名称は廃され山内の僧侶すべてが弘法大師の末弟として扱われるようになった。そしてこれまで別々だった旧三派の僧名帳が集められ、一冊にまとまった金剛峯寺新僧名帳が作成されることになった。旧学侶方青巖寺と旧行人方興山寺をひとつにして金剛峯寺とすることは三派共に異存はなく、そのように改められた。ただし青巖寺と興山寺はそれぞれ山内に別に建てられることとなり、普請のための費用は金剛峯寺から出されることとなった。また聖方大徳院は講学所とされた。大徳院も山内に別に建てられる事となり、普請費用はやはり金剛峯寺から出されることとなった。そして法談は旧三派の合同で行なわれることとなった。さらに「御一新之御旨趣」に基づく一山改革として、山内に執政・副執政・参政・顧問・監司の五役を置くこととした。

この誓条により、ようやく一山制度の問題は解決したとされる。しかし実際には、これまで江戸時代を通じて役割や職務分担が異なり、それに伴う感情的食い違いも生じたであろう三派が、数ヶ月の話し合いで本当に妥協点を見いだせたのだろうか。このことに対しては疑問と言わざるを得ない。¹⁴⁾

次節で触れるが、明治二年八月、高野山は堺県へ編入された。そして同十一月、堺県知事小河一敏一行が高野山巡視に訪れた。九日まで滞在した小河たちは巡視終了後、以下のような報告書を明治新政府弁官宛に提出している。¹⁵⁾

此節、高野山へ登り、是迄ノ事情等重々取調候処、金剛峯寺ハ一山ノ寺号ニテ、大徳寺、妙心寺ト申モ同様ニ候ヲ一山内ノ一寺号ニ成候様有之候テハ、一統不帰伏ニ可有之、依テ別紙之通相達シ候、此段御聞置相成度候也

十一月十五日
弁官御中

堺 県

(別紙)

金剛峯寺

去辰高野山学侶方・行人方・非事吏方三派ノ名目ヲ廢シ、金剛峯寺ノ旧号ヲ復シ、青巖寺ヲ以金剛峯寺ト改号可致旨被 仰出、当三月一山盟約書ニモ其通異存無之旨相見候処、文意不尽委細候テ行違候事モ有之様被存、異二元金剛峯寺ハ開山以来一山ノ寺号ニテ今以歴然明白、敢テ一寺ノ号ニハ無之ハ勿論ノ事ニ候、中古以来ハ青巖寺・興山寺・大徳院ヲ以、三派ノ棟梁ノ寺ト相成居候処、三派合一ニ付、右ニ復シ棟梁ノ寺ヲ被廢候儀ニテ、右三ヶ寺ハ平ノ上分寺トシテ其相当ノ堂宇建立可致寺ニ候、是迄ノ三院ハ营造宏大ニ付、元青巖寺ヲ以金剛峯寺寺務宿寺トシ、元興山寺ヲ金剛峯寺惣宰庁トシ、元大徳院ヲ以金剛峯寺講学所ト被定候事ニ候ヘハ三ヶ寺祭来候仏像并由緒ノ器物等新建ノ寺ヘ移シ可申事

但、近年山内事多ニテ借財多ク、至急新當難出来可有之、差寄^{サヨ}ノ処ハ、何レノ寺院カ申談飯ニ催合寺ニ致置、成丈早々新當相成候可致事

附リ、元青巖寺・元興山寺一園ノ寺務所ニ致、何レヲ宿所何レヲ政庁ニ可致トモ、又ハ其中ニ学問所取建可申モ時ノ便宜ニ任セ可申事

巳十一月

堺 県

三月に三派が共同で提出した誓条の内容が受け継がれている。学侶方・行人方・聖方の三派を廢し、青巖寺を金剛峯寺と改号すること、それに伴い、元青巖寺を金剛峯寺寺務宿所とし、元興山寺を金剛峯寺総宰庁とし、元大徳院を金剛峯寺講学所とすること、そして、青巖寺・興山寺・大徳院三ヶ寺は、それぞれ相当の堂宇を建立すべきことが、堺県から指示されている。

五 神仏分離政策と高野山

王政復古の号令後、鷲尾侍従一行の高野山登山と高野隊の結成・活躍、明治新政府による一山寺務職の任命とそれによる山内組織の混乱は以上の通りであった。一山制度の問題については、組織上は一応の決着をみたことになる。しかし高野山が直面する問題は山内だけにあるのではない。明治新政府による、いわゆる神仏分離政策が仏教界全体に大きな影響を与えたのである。ここでは神仏分離政策による高野山の初期の状況を追ってみよう。

慶応四（明治元、一八六八）年三月、明治新政府は「王政復古」「祭政一致」の理想実現のため、神道国教化の方針を採用し、それまで広く行なわれてきた神仏習合（神仏混淆）を禁止するため、神仏分離令（神仏判然令）を発した。すでに指摘されているように、神仏分離令は仏教排斥を意図したものではなかったが、これが契機となつて全国各地で廃仏毀釈運動がおこり、寺院や仏具の破壊が行なわれ、宗徒が圧迫を受けることとなった。また神社における別当や社僧たちにも復飾が命じられた。別当社僧はほとんど密教徒であり、とりわけ真言宗徒の大半がこの別当社僧を兼ねていたことから、この復飾命令は仏教徒、とりわけ密教徒に対して厳しいものであった。

神仏分離政策にともなう高野山の立場と影響は、大きく二種に分けられる。⁽¹⁷⁾ひとつは真言宗高野山派総本山としての動静である。それは①自宗の末寺の訴えを処理しつつ、廃仏運動の盛んな地域には、他宗教団と連携を保ちながら活動すること、②廻文により官符を末寺へ伝達すること。担当部署は集議中であった。③廻文を用い政府へ歎願運動をおこすこと。もうひとつは、高野山自身にかかわる諸問題である。それは①高野山寺領に関するもの、②高野山山上の神仏分離、③高野山の鎮守社である山麓の天野社（丹生都比売神社）の神仏分離である。

ここでは高野山自身にかかわる諸問題としてあげた①から③についてみてみよう。

①高野山寺領に關しては、維新当初、寺領の行政権は民政役僧にあつた。明治二（一八六九）年八月、民部省からの指示で、高野山は暫定的に堺県へ編入され、寺領は堺県の管轄とされた¹⁸。しかし、寺領二万石以上を有する高野山の管轄は堺県にとって大変だつたらしく、人手不足や、出張所新設などを民部省へ訴えている¹⁹。

同年十一月、堺県知事小河一敏他数名の官吏が登山して山内を巡視した。小河たちは金剛峯寺内総宰庁に一山の衆徒を集めて訓辞を行ない、数通の達を渡した。それは、安政五（一八五八）年に、学侶方僧である当時の宝性院門主海雄、碩学正智院良基、年預坊増福院常賢が、京都の近衛忠熙からの依願で内勅を得て五大尊温座護摩を奉修したため幕府の怒りに触れ三人共隠居を申付けられた一件について、三人の名誉回復を言い渡したもののや、高野山運営上の事は勿論、寺院住職の規定・学問精励の誠・僧徒平生の生活動作に至るまで規定された一山の処置についての条目、さらに大塔再建・寺録・神仏分離に關するものなどであつた²⁰。

その時の達のひとつに、②に關わる高野山壇上伽藍内の丹生・高野両明神社をはじめとする山内の神社の扱いに對するものがある。それは以下の通りである²¹。

金剛峯寺

丹生明神・高野明神ヲ真言宗ニテハ本地金・胎大日如来ト定メ候由、然ル処ニテハ伽藍脇ノ明神両社ハ可然大日像ヲ安置致シ、大日堂ト改号ニテ、千木ノ類取除可申、猶来辛未年普請ノ節迄ニ宮作ノ屋根ヲ堂形ニ改可申、十二社ハ愛宕堂ニ改メ可申候、巡寺八幡ハ兄井村へ遷シ可申候、其余山内ニ有之小社ノ神体夫々相改、可然神社へ神体ヲ送候カ、又ハ撥遣之法ヲ執行候カ、作法猥リニ不相成候様致シ、早々取除、右夫々取置ニテ届出可申事

但、兄井村新社营造ノ処、神体・旗竿共天野社へ預ケ置可申、猶是迄巡寺ニテ勤来候護摩供・愛染供・阿弥陀供ハ、当分是迄ノ通勤置可申、追テ達候次第可有之、此段心得ヘキ事

巳十一月

堺 県

これによると、壇上の丹生明神・高野明神は本地仏を大日如来とすることから、丹生社は胎藏界、高野社は金剛界の大日堂と改号し然るべき大日像を安置すること、そして神社の形式である千木などを取り払い、辛未年（明治四年）暮れまでに宮作りの屋根を堂形に改変すること、十二社は愛染堂に改め、行人方の巡寺八幡宮のご神体である熊手をかつらぎ町兄井村へ返却すること、その他山内にある小社の社体はそれぞれ仏堂に改め、神体は然るべき神社へ遷すか、撥遣法を執行し御魂抜をするようにとの指示であった。

江戸時代を通じて高野山内では学侶方・行人方・聖方がそれぞれ東照権現を祀っていた。⁽²⁾これらは、本地仏を葉師如来として薬師堂と改称された。その後明治二十三年頃、旧行人方のものは入札・改体され、普賢院と普門院にそれぞれ移された。⁽²⁾現在は旧聖方のもののみ残っている（徳川家霊台）。

小河たち一行は十一月九日まで高野山に滞在した。高野山側はこれらの条目達令に対する請書を提出した。小河たちは、弁官へは前章で挙げたように高野山の寺号に関する措置について報告を行ない、寺領については、民部省へ支配方法について報告し、それに対する回答を得た。⁽²⁾

高野山金剛峯寺領式万千三百石ノ処、山上・山下ニテハ人員四万ニ余リ山間ノ土地十里ニモ跨リ候テ、県ヨリ手近ノ処モ十里余ヲ隔テ候得ハ、是非共出張所不設置候テハ行届不申候、扱其人員一万石ニ付一人ノ割二人ニテハ不行届、先三人増ニ御聞取置有之度候、三人ニテモ出張所詰迎モ行届不申候ヘトモ、其余ノ処ハ是迄高野山ニテ僧分ノ内ニ代官扱ト申ハ少シツ、給米与ヘ有之候ヲ右等ノ分以来為指出候様可致候、左候テ増員ノ給ニ宛可申、猶出張所常費迎モ二万石辻ニテ足不申候、是モ右ニ準シ取計可申、口米等モ別段引除ケ納ニ不致、従前ノ取立ノ儘ニテ惣費用ヲ山領ノ内ヨリ弁シサセ可申、併シ知事・参事等登山等ノ費ハ此外ニ取計可申候、尤多分ノ事ニハ無之候也

十一月

堺 県

民部省

『書面金剛峯寺領ノ儀ハ太夫・士采地取扱ノ振合ニ可准候、尤大属以下役員ノ儀、官禄御定メノ内ヲ以増減可致儀ハ不苦候事、

十二月廿四日来着』

ここでも、高野山は広大で寺領も人々も多く、堺県から監督するには離れすぎており、出張所を設置してほしいこと、配される人員もせめて三人はほしいことを訴えている。翌十二月、高野山麓の九度山村に堺県の出張所が新設された。八月および先月に堺県が民部省へ提出した報告書の内容が聞き届けられたものである。諸願届書はこの出張所を経て県庁へ申達されることとなった。⁽²⁶⁾これにより、山内の総宰庁はその名義を廃し、寺務役所と称されるようになった。また総宰庁の下に置かれていた政道方などの諸役所も廃止された。⁽²⁷⁾さらに翌明治三年四月、高野山を堺県から五条県管轄にするとの太政官達が出され、五月二十七日に移管された。⁽²⁸⁾

③の高野山の鎮守社である山麓の天野社（丹生都比売神社）についてはどうか。江戸時代は鎮守社として高野山から崇敬されて守護されてきたが、神仏分離政策により高野山から独立した。しかし経済面でこれは天野社にとって不都合であった。明治二年十一月に登山した堺県知事小河一敏は、天野社について弁官に以下のような照会を行なっている。⁽²⁹⁾

紀州伊都郡内ニ有之丹都比売社ハ、延喜式ニ大、月次・新嘗ト有之候、然ルニ空海高野山ヲ開候砌、出現等ノ次第有之旨ニテ空海モ信仰不淺、于今一山ノ崇奉厚ク有之、社壇始社内ノ造営及供物祭儀ノ入用等一切高野山領ノ内ヨリ取計、神主始社人共ハ主従同前ノアシラヒニ御座候、勿論右社地天野村ハ高野山領ニ有之候、今度神仏不致混淆様被 仰出候上ハ如何ニモ不条理ノ様被申候、右社へ寄附米ノ高営造等ノ用得ト取調、其分ハ寺領ノ内被滅天野社へ直ニ被付賜候様相成度事ト存候間、此段及御掛合申候、其通可相成儀ニ候ハ、委細ニ取調、重テ御達可申候、尚、熊手八幡ト申モ有之式外ニハ有之候ヘトモ、右ニ類シ候前件ノ旨御達申候間、廷議ノ御模様御申越有之度候也

巳十一月

堺 県

弁官御中

小河は「今度神仏混淆致さず様、仰出され候上は如何にも不条理の様に存ぜられ候」と記し、天野社への寄附米の額や造営にかかる費用などを取調べ、今後はその分を高野山寺領から取り除いて、直接天野社へ賜るように審議してほしいと進言している。熊手八幡（巡寺八幡）についても同様のことを願っている。高野山から天野社分を出すことは、少なくとも明治六年に天野社が県社となるまで続けられた。⁽³⁰⁾

六 上知令と高野山

明治四（一八七一）年正月五日、明治政府は全国一般の社寺にその領分を上地すべきの布告を出した。⁽³¹⁾ いわゆる上知令（上地令）である。その内容は、（1）諸国社寺由緒の有無に拘わらず朱印地・除地等を従前通りに下し置かれたが、各藩が既に版籍奉還の上は社寺にのみ土地や人民の私有を許しておくことは不当なので、今般社寺領現在の境内を除く外一般に上地を命ずる。尤も後日相当禄制を定め更に稟米を下賜する。（2）領地の外に旧政府や各領主から米や金の寄附を受けている分は未年（明治四年）より廃止する。（3）土地の田畑百姓持地ではなく、社寺において直作かあるいは小作に預けてある分は、年貢諸役百姓なみに勤めるならば、従前通り社寺にて所持しても差し支えない、というものであった。これにもとづいて同年六月十七日、寺院禄制について「仁和寺大覚寺ヲ始諸国ノ諸寺院ニ至迄、従来寺禄有之候分、禄制ノ通下賜、地方官ニ於テ稟米ヲ以テ相渡候事、但寺禄判物ノ儀ハ追テ地方官ヨリ可相渡事。（中略）是迄ノ現収納高ヲ以テ都テ四ツ物成ノ高二直シ、方今御定ノ二分五厘制ヲ以テ自今現石ニテ被下候事（下略）」⁽³²⁾という太政官布告が下された。高野山は寺領高二万一〇〇〇石と見積もられ、稟米は五二五〇石と定められた。

神仏判然令に加え、上知令による寺領の返還で高野山を経済的危機が襲ったことは想像に難くない。幕末期の鷲尾侍従一行の高野山登山時の援助をはじめとして、明治維新以来、かなりの出費が生じていたことに加え、永代祠堂金による積立は諸侯や公卿たちへ貸し付けていたため返済の見込みもなく、山内の他の金融機関も貸し倒れの状態に至っていた。上知令により、高野山の経済的状況は一層深刻な状態に陥った。

そこで、何とか打開策を見つけ出そうと、五条県へ建白書を提出する寺院が現れ始めた。それに対し五条県は県知事が登山・協議したが名案は浮かばず、一山から意見を徴集しようとした。しかし、なかなか意見が出ない一山の老分や役者に対し、中藹と呼ばれる若い学僧たちが直接五条県へ働きかけ、県命令で一山の公議に附すことを希望して、十ヶ条の改革条々を添えて建言した。それに対し五条県庁から議案の条々八ヶ条を添付した達書が送付され、一山の各院からの建白が命じられた。⁽³⁾

一山改革ハ興廢ニ関スル所、各院吐觴建言セハ永久見込ミヲ立、廟議ヲ仰キ所置セシム可ク条相違、今又別紙議案ヲ以テ其決ヲ問フ、然ルニ只一己之門閥尊讓ヲ唱へ、従来勤務ノ辞職ヲ訴、又ハ秀越ノ見込ヲ懐クト雖モ人口ノ誼キヲ惡ミ、拱手坐視シ、或ハ陽ニ言語ヲ飾リ陰ニ私情ヲ構ヒ事ヲ左右ニ寄セ議事ヲ妨クル等ノ因循姑息ヲ破リ、万件小節只教而不可論、当今時勢ノ開化ヲ明弁シ改革興方ノ儀ハ従前上下之階級ヲ不言刮目シテ可今建言也

辛未十月

議案の条は「一 従前之役院ヲ廃止更ニ可選舉事、一 正議所之名号ヲ置、百事熟議ヲセシム可ク事、一 一山一宗ニ関涉、其他重大之件々議事アラハ議員ヲ選舉シ是ヲシテ議決セシム可ク事、一 一山在来之寺院合併減少之見込相建更ニ員数可定事、一 金剛峯寺ヲ除之外寺院等差ヲ不論禄制同等タルヘク事、一 高野明神ハ地主之社ヲラン、依テ旧ニ復シ尊敬ス可キ事、一 言路ヲ開キ公議公論ヲ取り総テ建言アルヲ要ス可ク事、一 各院俗弟子小

姓体ノ者ヲ廃止以往下男之外可相禁之事」の八ヶ条で、「右之廉々速ニ衆議評決之上総院連印之議答可差出者也」とある。それに対して十一月二日、一山の大衆が一堂に会し議論を行ない、五条県から添付された八ヶ条の議案に加えて、全十一ヶ条の改革条々建白書を作成、五条県に建白した（ゴシツク体は、先に五条県から添付された八ヶ条の議案である）。

改革十一ヶ条

一 従前之役院ヲ廃止更ニ可選舉事

但シ寺務ノ号ヲ止メ金剛峯寺之住職ヲ以テ宗長トシ、別ニ副宗長、監事ヲ置ヘキ事、
附タリ、宗長ハ一派之総長タリ、副宗長是ヲ補佐シ監事ハ事務ヲ監督ス、宗長在務ハ一ヶ年トシ退職スルトモ其位置タルヘシ、副宗長監事在職亦同シ退役セハ旧復スヘク事

宗長一名、副宗長二名、監事三名

一 正議所之名号ヲ置、百事熟議ヲセシム可ク事

但シ議所ハ金剛峯寺タル可ク事

一 一山一宗ニ関涉、其他重大之件々議事アラハ議員ヲ選舉シ是ヲシテ議決セシム可ク事

〔第一〕一山ノ寺院正議所ニ出列シテ各院入札セシム可ク事、但シ何々ノ件ニ議員選舉ハ三役ヨリ触達セシム可ク事

〔第二〕諸院入札終テ三役開札シ六十院ヲ選フ可ク事

〔第三〕六十院同断三十院ヲ選フ可ク事

〔第四〕三十院同断十五ヶ院ヲ選フ可ク事

〔第五〕十五院同断五院ヲ選フ可ク事

〔第六〕五院三役ト熟議シ百事共其決アル可ク事

一 一山在來之寺院合併減少之見込相建更ニ員數可定事

金剛峯寺ヲ除クノ外在來寺院ノ内百五十ヶ院ニ相定メ一二三等ニ分チ御建置奉願度候事

但シ前条百五十ヶ院ニ合併仕度候ニ付テハ此寺院借財ハ一山ニ総括シ一身ノ迷惑ニ不相成様仕度候事

但シ総院分三等左之通

一等五十ヶ院、二等五十ヶ院、三等五十ヶ院

一 諸寺院之住職ヲ廃シ更ニ入札公選之事

但シ各院々主之外、準院主ヲ置キ、是ヲシテ院主不時之欠ヲ補ハス可キ事

一 金剛峯寺ヲ除之外寺院等差ヲ不論禄制同等タルヘク事

三等ニ随ヒ同等タル可ク様仕度候事

但シ金剛峯寺ノ禄ハ三ヶ院ノ高ヲ合シテ相定ム可ク事

一 宗長選挙ハ旧例通りタル可、副宗長監事ハ議員ヲ扱フノ例ノ如クシ公許ヲ可仰事、但シ在役ノ者ヲ入札スル更ニ妨ナシ

一 役員其他ノ入費ハ山内僧出金ヨリ可宛行、若不足アラバ各禄ヲ以テ相賄度事

一 高野明神ハ地主之社タラン、依テ旧ニ復シ尊敬ス可キ事

前二神仏判然ノ令アリシヨリ天野社ニ奉還ス、然ルニ先般上地ノ命アリ、依テ今旧ニ復シ神地ヲ尊ブ可シ

一 言路ヲ開キ公議公論ヲ取り総テ建言アルヲ要ス可ク事

公議公論ヲ取り総テ建言アルヲ必要ト仕度候事

一 各院俗弟子小姓体ノ者ヲ廃止以て下男之外可相禁之事

下男ノ外相禁申度候事

以上

前条之通改革被仰付候様議決仕候、以上。

明治四辛未年十一月

中 坐

監 衆

中 藤 議 員

役 院

経済的困窮の打開策だけではなく、高野山内全体の今後の運営に対する方針が述べられている。当時一山の禄寺は計三七二院存在しており、これに無禄の寺院を加えると高野山全体には七〇〇〜八〇〇寺が存在していたといわれる。これらの寺院全体に公平な寺法を議定することは五条県も高野山にとっても至難のことであろう。この議案

もそのまま実行されることは不可能であった。しかしこの議案が起因となり、翌明治五（一八七二）年山内に教議所が設置され、この趣意が大略取り込まれて実施されることとなる。^⑤

今後の課題―むすびにかえて―

以上、幕末期から明治初年における高野山の動向を概観してきた。高野山は明治新政府との関わりで、山内寺務総職をめぐり旧学侶方と旧行人方が勢力争いを起こしており、社会の変化に対応する前にまず山内の統一に時間がかかっている。これは江戸時代の学侶方・行人方・聖方の三組織が、元禄期以降学侶方を頂点として山内統制されていたのが、幕末期の混乱や朝廷側との対応により組織間の反目が再び表面化したもので、山内での組織の統一とそれに伴う僧侶間のわだかまりを取り除くことが、最初に高野山が乗り越えねばならない問題であった。学侶方・行人方・聖方という組織と名称が廃され、その後明治二年に三派協議による誓条が提出されて一山制度の問題は表面上解決したが、実際に高野山をとりまく環境の変化に全山が団結して当たることができるようになったのは、明治四年の上知令による経済的打撃と困窮による打開策の模索を通じてではないかと思われる。

神仏分離政策や上知令が高野山へ与えた影響について、今回は概要を挙げるのみにとどまり、検討すべき点はまだ多い。天野社についても同様である。今後の課題としたい。また、経済的困窮に対する更生と人々への布教活動のために講社（大師講）が結成されることになるが、今回は触れることができなかつた。大師講についても今後の課題としたい。

注

- (1) 正保三(一六四六)年「御公儀上一山図」より。日野西眞定「高野山古絵図集成」清栄社、一九八三年。
- (2) 拙稿「元禄高野騒動と『高野春秋編年輯録』—近世高野山組織の形成—」『仏教経済研究』第四十六号、二〇一七年。
- (3) 拙著『高野山信仰の成立と展開』第四章 江戸時代の聖方寺院、雄山閣、二〇〇九年。
- (4) 京都大学附属図書館、維新資料画像データベースより。
- (5) 中田法寿「明治初期に於ける高野山の山制寺法(一)」『密教研究』「特輯号 明治・大正時代を中心とする高野山の研究」、一九三六年。
- (6) 京都大学附属図書館、前掲データベースより。
- (7) 東京大学史料編纂所写本による。写本はデータベースで公開されている。
- (8) 慶応四年六月十五日付「興山寺への寺務総職の仰付けにつき達」、同年七月二十二日付「高野山寺務を西門院へ移管するとの達」、いずれも『かつらぎ町史』近代史料編、かつらぎ町史編集委員会、一九九五年。以下『かつらぎ町史』からの引用はこれによる。
- (9) 『高野山千百年史』高野山金剛峰寺記念大法会事務局、一九一四年。注(5) 中田論文参照。
- (10) 明治元年十月付「青巖寺を寺務とし金剛峯寺と改称するにつき達」、『かつらぎ町史』。
- (11) 注(2) 参照。
- (12) 注(3) 参照。第四章 江戸時代の聖方寺院。
- (13) 注(5) 参照。
- (14) この後明治四年十月、神仏分離政策と上知令により経済的困窮に陥った高野山に対する解決策を講じるために、旧学侶方中藤が行動を起こした際にも、老分は、従来の方針である老分のみでの政策決定というに慣例にこだわり、中藤以下若輩の意見は決して採用しようとしなかった。旧学侶方内部においてもこのような状態であることを考えると、三派が同じ立場で団結して高野山経営に当たるといふ状況には、なかなかならなかったのではないかと推測される。
- (15) 明治二年十一月十五日付「高野山の寺号に関する措置につき報告」、『かつらぎ町史』。
- (16) 注(5) 参照。
- (17) 日野西眞定「高野山神仏分離史料とその解説」(一)(二)、『密教文化』一二〇・一二一号、一九七七・七八年。同「高野山の神仏分離」、『高野山信仰史の研究』、岩田書院、二〇一六年、初出一九七九年。
- (18) 明治二年八月付「旧寺領を堺県管轄とするにつき達」、『かつらぎ町史』。

- (19) 明治二年八月付「高野山の民政取締方につき堺県の照会」、『かつらぎ町史』。
- (20) 注(5) 参照。
- (21) 明治二年十一月付「神仏混交の廃止に関する措置につき達」、『かつらぎ町史』。
- (22) ただし学侶方は、青巖寺持仏堂を御神前と称していた。それは徳川家康像および代々の將軍家神儀牌を祀っていたからで、社殿は建立していなかった。
- (23) 注(17) 参照。
- (24) 注(15) 参照。
- (25) 明治二年十一月付「高野山金剛峯寺領の支配方法につき報告及び回答」、『かつらぎ町史』。
- (26) 明治二年十二月五日付「堺県出張所を九度山村に設置するにつき達」、『かつらぎ町史』。
- (27) 明治二年十二月付「堺県出張所の設置により総宰庁・政道方等を廃止するにつき達」、『かつらぎ町史』。
- (28) 明治三年五月二十五日付「旧寺領を五条県管轄とするにつき達」、『かつらぎ町史』。
- (29) 明治二年十一月付「神仏混交の廃止に関する処置につき照会」、『かつらぎ町史』。
- (30) 注(17) 参照。
- (31) 太政官布告第四号、明治四年『法令全書』。
- (32) 太政官布告第二八八号、明治四年『法令全書』。
- (33) (34) (35) 注(5) 参照。